

(特定研究開発等計画の変更等)

- 第5条** 前条第1項の認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る特定研究開発等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
- 2 経済産業大臣は、前条第1項の認定に係る特定研究開発等計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って特定研究開発等が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。

【要旨】

本条は、特定研究開発等計画の変更をする中小企業者は、その計画を認定した経済産業大臣の認定を受けなければならない旨及びその際の認定基準並びに認定を受けた特定研究開発等計画に従った特定研究開発等が行われていない場合等に経済産業大臣が認定を取り消しうる旨を定めたものである。

【解説】

(第1項関係、第3項関係)

第4条第1項の認定を受けた中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る特定研究開発等計画を変更しようとするときは、同項の認定を行った経済産業大臣の認定を受けなければならない。認定計画の実施については、計画が円滑に行われるよう努めるものとするが、経営事情の変動等により、その計画の実施期間、資金計画等を変更しなければならないケースも想定される。そのため、この場合の手続を特に法律において明記する必要があると考え、本規定を設けることとしたものである。特定研究開発等計画を変更した後の計画の実施期間は、変更前の認定計画の実施期間も含めたものであり、例えば当初の計画の実施期間が3年間であった場合は、変更申請により延長をして5年間の計画として認定を受けることが可能である。また、特定研究開発等計画の認定基準（第4条第3項）に照らし、設備全体の能力に影響を及ぼさないような導入機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等の認定計画の趣旨を変えないような軽微な修正は、変更とはみなさないものとしている。なお、認定計画の変更の際の認定基準は、本条第3項の準用規定により第4条第3項に定められた基準と同様である。

特定研究開発等計画の変更の申請は、施行規則様式第2による申請書1通を当該認定計画の認定を行った経済産業大臣に提出することにより行う。この場合、認定計画の変更内容について、変更前と変更後を対比して記載する。

(第2項関係)

本項は、経済産業大臣は、認定中小企業者が当該認定を受けた特定研究開発等計画（第5条第1項の規定による変更の認定があったときには、その変更後の計画）に従って特定研究開発等を行っていないと認められるときには、その認定を取り消すことができることを定めたものである。国は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、計画に沿って特定研究開発等を行えるように指導や助言をするほか、必要に応じて特定研究開発等計画の変更を指導するものとしている（第11条）。しかしながら、特定研究開発等計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、当該認定計画を実施する見込みがなく、その結果、認定基準に該当しなくなると認められる場合には、当該認定計画の認定を取り消すことができることを定めたものである。認定計画の認定の取り消しを受けた者に対しては、法律上の支援措置（中小企業信

用保険法の特例措置（第7条）、中小企業投資育成株式会社法の特例措置（第8条）、特許料等の特例措置（第9条）を停止することとなる。